

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 1 7 日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者
住 所 千葉市美浜区新港 1 9 4
氏 名 株式会社 内山アドバンス 千葉工場
工場長 大橋 晋
電話番号 0 4 3 - 2 4 7 - 1 5 0 2

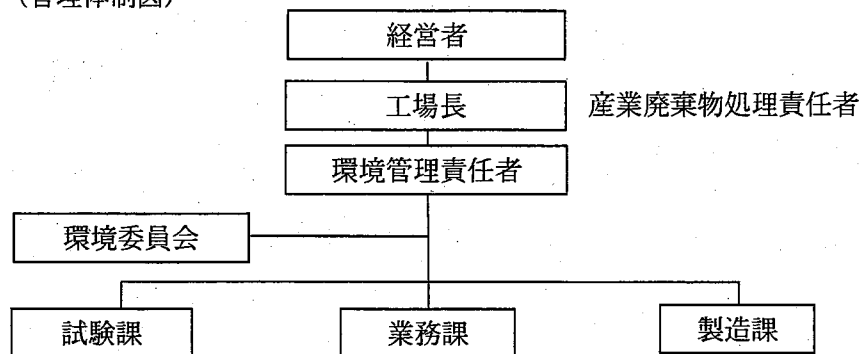
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社 内山アドバンス 千葉工場
事 業 場 の 所 在 地	千葉市美浜区新港 1 9 4
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業 小分類：生コンクリート製造業
② 事 業 の 規 模	前年度の製品出荷額 1 7 億円
③ 従 業 員 数	1 1 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	■ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 汚泥→脱水→ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→産業廃棄物処理業者で破碎→R C 骨材として再生利用 ■廃プラスチック類 廃プラスチック→産業廃棄物処理業者で破碎→再生利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



製造課長：廃棄物処理施設技術管理者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	26,231.70 t [✓]	1.40 t [✓]	4,279.45 t [✓]
	（これまでに実施した取組） 出荷製品の納入先である建設現場（ゼネコン）に対して、残・戻りコンクリートが極力少なくなるようにお願いした。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	27,000 t [✓]	1.50 t [✓]	4,400 t [✓]
	（今後実施する予定の取組） 需要想定が前年より少ないことから、前年実績に需要想定 of 比率を掛け目標とした。引き続き出荷製品の納入先である建設現場（ゼネコン）に、出荷製品の正確な数量での発注を依頼し、残・戻りコンクリートが極力少なくなるようにお願いする。			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ガラス、コンクリート及び陶磁器くず 適正な場所に保管している。産業廃棄物処理業者での再生を可能とするため、異物の混入がないようにしている。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ガラス、コンクリート及び陶磁器くず 適正な場所に保管する。産業廃棄物処理業者での再生を可能とするため、異物の混入がないようにする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20,322.20 t ^v	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 濾過水を練混ぜ水として極力再利用した。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	16,500 t ^v	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 濾過水を練混ぜ水として極力再利用する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(中間処理残渣)	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	5,909.50 t [✓]	1.40 t [✓]	4,279.45 t [✓]
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	5,909.50 t [✓]	1.40 t [✓]	4,279.45 t [✓]
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・処理業者での再生処理を可能とするため、異物の混入がないようにする。 ・産業廃棄物処理委託契約書の確認をした。			

(第5面)

② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (中間処理後残渣)	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	6,000 t [✓]	1.50 t [✓]	4,500 t [✓]
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	6,000 t [✓]	1.50 t [✓]	4,500 t [✓]
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き処理業者での再生処理を可能とするため異物の混入が無いようにする。 ・産業廃棄物処理委託契約書 (許可有効期限含む) を確認する。 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの処理状況を確認するため、契約先へ出向き、現地調査とヒアリングを実施する。			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

